

「組織罰」創設の意義と趣旨

組織罰を実現する会

当会のめざす「組織罰」は、企業・法人や国・地方公共団体などの公的団体（以下「組織・事業体」という）が、安全管理上の過失によって人の死亡を伴う重大な事故を発生させたときに、その組織・事業体に安全管理の重要性を認識させ、二度と同じ事故を起こさない対策を迫ることを目的に高額な罰金を科す刑事罰です。

私たちの社会では今なお、悲惨な事故や事件が絶えません。安全・安心な社会を実現するためには、事故・事件を減らしていくことが重要です。

組織・事業体の役員・幹部が、経費節減など経済性重視のために、安全設備の整備や人員配置を怠り、社員に無理な業務遂行をさせてしまうことが事故の要因となることが少なくありません。

こうした問題を解決しようというのが、私たちが提案する組織罰です。

すなわち、刑法の業務上過失致死罪に「両罰規定」を導入する特別法を新設し、組織・事業体の刑事責任を問うことをめざしています。

両罰規定では、組織・事業体側に立証責任が課されます。したがって、事故防止のため十分な安全対策を講じていたことを立証できれば刑事責任は問われません。

（*両罰規定とは、違反行為をした個人だけでなく、その個人が所属する組織・事業体にも罰を科すことを定めた規定です。労働基準法や公害犯罪処罰法、金融商品取引法など多くの特別法に両罰規定があります。しかし、業務上過失致死罪を含め刑法には両罰規定はありません。）

近年、組織・事業体において、社会的責任を果たそうとする経営者が増えています。その流れを加速するためにも、組織罰の実現が重要です。

組織罰の目的は、厳罰化というより、法の不備を整える「適正化」です。これは悲惨な事故の再発防止を強く願う、多くの犠牲者遺族の切なる願いでもあります。

事務局：兵庫県西宮市甲風園 1-8-1-5F

☎ 0798・68・3161 弁護士 津久井 進

H P <http://soshikibatsu.com/>



「組織罰を実現する会」でHPを検索可能！